

議員提出議案第 1 号

地方自治法第 258 条第 1 項において準用する行政不服審査法第 29 条第 2 項の規定に基づく弁明書

上記の議案を会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 7 年 5 月 16 日

沖縄県議会議長 中 川 京 貴 殿

提出者	宮 里 洋 史	徳 田 将 仁
	新 里 治 利	新 垣 善 之
	新 里 匠	喜屋武 力
	大 屋 政 善	小 渡 良太郎
	新 垣 淑 豊	比 嘉 忍
	仲 里 全 孝	仲 村 家 治
	下 地 康 教	新 垣 新
	島 尻 忠 明	大 浜 一 郎
	座 波 一	西 銘 啓史郎
	又 吉 清 義	呉 屋 宏
	島 袋 大	

理 由

令和 7 年 4 月 14 日付総財第 34 号で沖縄県知事から総務大臣宛て提出された審査申立書に関し、地方自治法第 258 条第 1 項において準用する行政不服審査法第 29 条第 2 項の規定に基づき同年 5 月 8 日付文書で代表自治紛争処理委員から弁明書の提出を求められたことから、同規定により弁明書を提出するため。

地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第29条第2項の規定に基づく弁明書

第1 弁明の趣旨

令和7年4月14日付総財第34号で沖縄県知事玉城康裕が行った審査申立てについては、これを棄却するとの裁決を求める。

第2 審査申立書中争わない事項について

第1は争わない。

第2の1(1)アからウまで及び(2)は争わない。

第2の2(1)ア及びエ、(2)ア、(3)ア及びウ、(4)ア及びウ、(5)イは争わない。

第3 審査申立書に対する弁明について

1 「第2の1(1)エ」について

申立人が引用する地方制度調査会の答申については、地方自治法改正に関して将来に向けた意見であって、答申当時に存在していた地方自治法第97条第2項の解釈及び運用について述べたものではないことは明らかであって、申立人の主張は失当である。

2(1) 「第2の2(1)イ」について

借換債を後年度に継続する事業の財源とするのかどうかは、まさに長の判断に委ねられているのであって、本件議決は特定の事務事業の財源に充当せよという内容ではなく、後年度の財政運営も考慮しつつ、長において適切な予算措置を行うために、財政調整基金へ積み立てるという趣旨である。

(2) 「第2の2(1)ウ」について

具体的な事業の必要性や所要額の議論は予算編成権を有する長が行うべきものであって、こうした議論を反映させて個別具体の事務事業の財源を修正することこそ、長の予算編成権を侵すことにつながるものである。したがって、議会としては本件議決において後年度の財源として活用可能な財政調整基金への積立てを行うこととしたものである。

(3) 「第2の2(1)オ」について

本件議決の趣旨は、一般財源に相当する臨時財政対策債を優先的に借り

換えるよう求めるものであって、借入金融機関との交渉においてもこうした観点を期待するものである。しかしながら、原案の 173 億円を積算するに当たって、臨時財政対策債を何割程度借り換える考えを持っているのかについて、執行部は明確な答弁を行っておらず、執行部の議会に対する説明不足は否めない。したがって、予算審議の過程において 173 億円の積算根拠自体に合理性を見いだすことはできなかった。こうした経緯から、案分によって相当額を算出するという方法を行ったのであり、積算方法として合理性や相当性を欠くものではない。

(4) 「第 2 の 2 (1)カ」について

臨時財政対策債の借換えについては、これまで幾度となく議会と長との間で議論が交わされてきたことは事実であり、総括質疑において取り上げられなかった一事をもって調整がなされなかったと指摘することは失当である。事実、令和 7 年 2 月定例会中、本会議や委員会の場合以外で、財政課担当者や総務部長との間で、「沖縄自民党・無所属の会」会派は、少なくとも 2 回は意見交換を行っている。その際、こうした財源の活用方法についても検討していきたいとの発言も執行部側からあり、こうした一連の経緯を踏まえて本件議決に至ったのであり、申立人の主張はこうした事実経過を無視するものである。

3 「第 2 の 2 (2)イ」について

借換債として増額した 58 億円の算出方法については、既述のとおり合理的かつ相当な方法で行っている。本件議決によって増える残高見込みは、提案理由でも述べているとおり、県債残高に占める割合は 1 % 以下であり、過大な規模という主張には理由がないことは明らかである。

4 (1) 「第 2 の 2 (3)イ」について

2 (2)で述べたとおりである。

(2) 「第 2 の 2 (3)エ」について

財政調整基金については、近年多発する災害対策や公共施設の維持・更新等、これまで以上に一定の規模を確保していく必要性が高まってきているのであって、こうした対応への財源を確保しつつ、これまで財源不足を理由に手当てできなかった事務事業の財源を見いだすという本件議決の趣旨を申立人は考慮していない。

5 (1) 「第 2 の 2 (4)イ」について

臨時財政対策債の借換えについて、一部繰上償還を行ってきたとするが、沖縄県は臨時財政対策債の制度創設以来、毎年度発行可能額満額の借入れを行っている。そして平成 22 年度頃から恒常的に借換え予定債の一部を繰上償還することによって、当該年度の当初予算編成時における収支差をコントロールする手法を取り入れている。しかしながら、そもそも一旦借入れを行うことによって、5 年ないし 10 年の利払いが発生しており、明確に県民負担が生じている。収支差を調整する必要があるのであれば、一般財源である臨時財政対策債の発行を一部取りやめるというのが、借換え時点までの利払いが発生しないという点で合理的であり、申立人の主張する健全な財政運営がなされてきたのかについては、疑問がある。

(2) 「第 2 の 2 (4)エ」について

後年度の利息負担が約 5 億円増えることから将来負担を何ら考慮していないという申立人の主張については、基金に積み立てられた 58 億円のうち 5 億円を利払いに充て、残りの 53 億円を他の必要な事務事業の財源として確保することができるという視点に欠けており、合理性のない主張である。

(3) 「第 2 の 2 (4)オ」について

提案理由説明にもあるとおり、実質公債費比率や将来負担比率という中長期的な財政指標への影響も加味した上で本件議決はなされており、地方財政法第 4 条の 2 に反するという申立人の主張は当たらない。なお、本件議決により借換債を増額発行することによって、単年度当たりの償還額は減少するため、実質公債費比率は縮小する。また、県債残高は一部繰上償還を取りやめることによって、修正前の県債残高の減少見込みと比べて、減少幅が緩やかなものとなるため、将来負担比率の変化度も緩やかなものとなると考えられる。

6 (1) 「第 2 の 2 (5)ア」について

沖縄県における借換債は、過去発行された地方債について、借入金融機関との交渉により、長期の借入期間を設定することが金融機関が金利変動リスクにさらされる観点から忌避された結果、5 年または 10 年後に、残債を一括償還し、改めて借入金利及び借入期間を設定し直した借入れを行うという性格のものである。沖縄県知事は令和 7 年度当初予算においてこうした基本的な考え方の下で、甲第 19 号議案に借換債という歳入項目を編成・計上しており、借換債という予算科目そのものが編成・計上されていない場合は格別、165 億円の歳入予算を議会に提案をしているのであつ

て、本件議決は単にその借換えを増やせという内容なのであり、長が予定していない新たな目標の追加や新たな手段を追加することを目的とすることには当たらず、予算編成における基本的な考え方を没却することにはならない。

(2) 「第 2 の 2 (5)ウ」について

過去に議決された一般会計予算における地方債については、確かに借換えを裁量で行うことの記載がある。実際の借換債発行の局面においては、借入金融機関との交渉の結果、予算編成時に想定していた借換債の全てを発行できない、すなわち満額借入れを行うことができないことも想定されるのであり、本件議決はこうした事態も想定しつつ、借換債の発行限度額を増加させるものであって、長の裁量を制約するものではない。仮にこうした事態が発生した場合には、当初予算編成後に生じた事情に当たるものとして、補正予算等によって歳入予算を確保する手段を長は取るべきであると考ええる。

(3) 「第 2 の 2 (5)エ」について

議会を構成する議員は、それぞれの選出選挙区を中心に、日頃から多くの有権者や各種団体からの要請・陳情を受け、行政に対して取組を促す役割を果たしている。こうした取組が長の予算編成過程において取り込まれることもあれば、そうでない場合もあり得る実情はあるが、議会における予算審議を通じて、こうした要請・陳情を踏まえた編成がなされているかを議論することが議会に求められている重要な機能の一つであることを鑑みれば、執行部内における予算編成過程に議会が関与していないという事実をもって、議会による予算の増額修正が後年度の財政負担の責任を不明確とするという指摘を行うことは、すなわち地方自治法第 97 条第 2 項に定める議会の予算修正権を否定するものであって、全くもって許し難い見解である。

7 「第 2 の 2 (6)」について

申立人は「他都道府県の実質公債費比率や将来負担比率との比較を予算編成で考慮することは、適当ではない」と主張するが、提案理由説明でも触れられていたとおり、他の都道府県と比較して、本件議決を提案したわけではなく、事実として実質公債費比率や将来負担比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 7 条に規定する早期健全化基準に大きく満たない低位にあるのであって、本件議決によって、申立人が他で引用する地方財政法第 4 条の 2 に規定する「健全な運営をそこなう」とことと

なるような蓋然性は見だし難いことは明らかである。

また、「今後、普通建設事業費及びそれに係る地方債の増額も認められることとなり」という主張については、議会審議においてこうした論点は提起されておらず、本件議決とは何ら関係ない主張である。

8 「第2の2(7)」について

以上1から7までに述べたとおり、本件議決については予算の趣旨を損なう増額修正に当たらないことは明らかであって、長の予算の提出権限を侵すものではなく、地方自治法第97条第2項により認められた議会の予算修正権の範囲を超えるものではない。

9 「第3」について

上記のとおり、本件議決は適法になされたものであって、申立人の主張はその理由を欠くものであり、本件申立ては棄却されるべきものである。

地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第29条第2項の規定に基づき、上記のとおり弁明する。

令和7年5月16日

沖 縄 県 議 会

自治紛争処理委員 宛て